

(第九〇函三三号)

## 眉間寺についての一考察

—新修東大寺文書聖教中みえる中世文書の紹介をかねて—

橋 悠 太

はじめに

東大寺の北西には丘陵が広がっており、古来より佐保山と呼ばれ親しまれてきた。その頂上には南都を見渡す形で聖武天皇陵が築かれており、そこにはかつて陵墓を守護する眉間寺という寺院が存在していた。文久年間（一八六一～六四）の修陵によって山上にあつた堂舎などが山下へ移され、明治維新の際に廢寺となつたとされる<sup>①</sup>。現在は往時の様子を偲ぶようなものは殆ど残つてはおらず、境内跡も聖武天皇陵内にあるため立ち入ることはできない。

このような経緯もあり、眉間寺の全容については未解明の部分が多い。先行研究を見ると、多聞城の発掘調査成果に関連して、近世眉間寺境内の推定領域が示されている。また、寺外に流出した什物については博物館や美術館に収蔵されているものが多く、個別に研究が進展しているものもある。加えて、眉間寺の歴史や旧蔵聖教などについても一部考察がなされている<sup>②</sup>。ただし、境内の領域、什物や聖教が眉間寺の歴史にどのように関係するのかということについて、これらの研究では積極的に論じられていない。

こうした問題が生じる要因としては、眉間寺の歴史が具体的に解明されていないことが大きい。確かに、眉間寺は廢寺となつたこともあり、関係する史料は多くはない。しかし、眉間寺の住持記録等は戦前よりある程度把握されており、こうした諸記録を用いて解説する余地はあつたようにおもわれる。それにも関わらず研究が進展しなかつたのは史料の残存状況に加え、廢寺によつて伽藍が消滅し、境内跡も聖武天皇陵に内包され容易に調査ができなくなつた点、散佚した眉間寺旧蔵の本尊・什物・聖教等の全容把握が難しい点も背景にあります。つまり、史料のみならず伽藍・仏像などの各分野に問題を抱えていることから眉間寺は調査対象とはなりえず、今まで解説が立ち後れている側面もあるのではないかとおもわれる。

そこで、本稿では眉間寺の歴史を紐解く上で重要となる基礎史料を整理し、眉間寺の歴史についての概観を示すことで前述した問題点の解消を図りたい。また、本稿で示した眉間寺の歴史をふまえた上で、新修東大寺文書聖教中みえる眉間寺宛の中世文書がその歴史の中でどのような意味合いを持ったのか、少しばかり考察したい。

なお、眉間寺の所在地は中世と近世とでは異なつており、中世には眉間寺山上（現在の奈良市立若草中学校）に位置していたとみられる。後述するように中世末期に松永久秀によつて多聞城が築城されると破却され、近世初頭に聖武天皇陵中腹の南面に再建されたと考えられる。以下、本稿では中世段階での所在地にあつた眉間寺を指す場合は中世眉間寺、近世段階の所在地にあつた眉間寺を指す場合には近世眉間寺と表記する。

### 一 眉間寺についての諸記録

眉間寺の歴史を把握しようとする場合、『大和名所図絵』や『和州寺社記』・『奈良坊目拙解』など、比較的流布している地誌類が用いられることが一般的である。特に近世眉間寺の往時の寺觀がうかがえる史料としては『大和名所図絵』に頼らざるを得ない部分もある。しかし、眉間寺に関する記録という点において、これらの地誌類よりも内容の信頼性が高く、情報量も遙かに多い史料が何点か確認できる。次に紹介する史料は眉間寺の歴史を考える上で基礎史料となるものであるが、基本的には歴代住持の記録が中心となる。

成立年順みると、まずは『大日本佛教全書』卷一〇五に収録されている『伝

律団源解集』（以下、本稿では『解集』として表記）があげられる。この史料は、東大寺新禪院の亮然重慶が貞享元年（一六八四）に編纂したものであり、天竺・中国・日本における戒律伝播の歴史をまとめた記録である。その下巻最末に「眉間寺住持次第」が収録される。内容については、眉間寺の沿革を述べた後、中興道寂上人および真賢上人による功績の叙述に多くを割いている。そして、中興の真賢上人から第十六代住持聖応までの歴代住持の名を羅列する構成をとる。

この『解集』を改めて増補・再編集したものが宮内庁書陵部藏『佐保山眉間寺略記』（以下、本稿では『略記』として表記）とみられる。<sup>④</sup> この記録の書出には「此記者正徳二年尊誠大徳筆、新禪院重慶師宝永八年集記少増減而、楠葉久修恩院開山宗覚正直大徳乞添削、為後代為一卷之砌筆記也」とあることから、宝永八年（一七〇一）に『解集』の著者重慶によつて作成されたものであることが判明する。重慶が『解集』編纂の後に再び眉間寺の記録を作成した背景であるが、宝永四年（一七〇七）の大地震と関係していた。眉間寺はこの大地震によつて宝塔の九輪や阿弥陀如来座像などが被害を受けており、宝永七十九年にかけて修復がおこなわれている。<sup>⑤</sup> その復興事業の一環として前述した『略記』が編纂され、その情報を元に楠葉久修園院の宗覚正直が整えて美文化したものが、現在は国立歴史民俗博物館に所蔵されている『南京眉間寺縁起』である。<sup>⑥</sup> 奥書には「正徳第二龍集壬辰孟秋黒月八日 老比丘宗覚正直謹識」とあり、前述した『略記』書出の記述とおおよそ一致する。この『南京眉間寺縁起』は復興のための修造勧進に利用されたものとみられ、『略記』はその縁起作成にあたつて眉間寺の歴史等を再調査した際の記録であった。このように重慶によつて『解集』が編纂された以降も、宝永地震を契機として『略記』や『南京眉間寺縁起』といつた記録・縁起類が編纂されていことがある。

次に眉間寺についての記録が編纂されるのは、鳳寿瑞鑑が住持をつとめていた時期である。<sup>⑦</sup> 現在、東大寺図書館には東大寺薬師院文書として『佐保山眉間

寺住持次第考』（以下、本稿では『次第考』と表記）という史料が所蔵されている。

この史料は題名からうかがえるように眉間寺の歴代住持の記録であり、外題に「瑞鑑」の署名があること、文中に「鑑云」とはじまる瑞鑑の口述を記した箇所がみえることから、瑞鑑が住持をつとめていた宝曆六年（一七五六）以降に編纂されたものとみられる。また、『解集』や『略記』と比較して内容が豊富であるため、『次第考』が眉間寺の歴史を最も詳述しているものとなろう。更に『次第考』の特徴としては、眉間寺で編纂された諸記録の概要およびどの記録からの引用した記述なのかを記載している点、重慶が編纂した情報について批判的に継承している点があげられる。はじめに引用の点について見ていくと、『次第考』以前の記録として主に引用されるのは、おおよそ次にあげる三点の記録である。

まず、一点目は『天正記』である。『次第考』で初出の際に「第七代英順大徳記一巻」との割書があることから、英順聰清によつて記されたものであることがわかる。また、『次第考』の英順聰清の項目には、「古過去帳奥書云、多門山松永彈正一乱ニ今小路へ寺ヲ移其砌、前々過去帳損間、以古本写畢、天正三乙亥年九月十四日 子守眉間寺書之 住持英順房俗生八十六夏六十 知事定順相似比丘玉瞻五十一 是過去帳云天正記」との記載があることから、古くからの過去帳が多聞城の築城に伴う眉間寺の移転の際に破損したため、天正三年（一五七五）に古本を写した過去帳を作成したという。更にこの過去帳の通称が『天正記』ということになる。引用される眉間寺固有の記録としては成立が最も古いものになるが、管見の限り現存していることは確認できず、『次第考』の引用によつてのみ、その内容がうかがえる。

二点目は『略縁起』（以下、本稿では『宝永記』に統一して表記）である。割書には「宝永年中当住秀賢參府之砌、依求新禪院重慶大徳之草案」と説明されており、宝永年間に重慶によつて作成された草案であったことがわかる。成立時期に因み、『次第考』では『宝永記』という呼称で引用される。前述した宮内庁書陵部

所蔵の『略記』は同時期に重慶が作成した記録であるが、『宝永記』が『略記』と同じものを示しているのかは現時点では判断できない。ただし、同一作者のため同様の解釈になつている場合がほとんどであると考えられる。

三点目は『新禪院記』・『真言・新禪兼帶住持次第』である。これらの記録が作成された契機について、瑞鑑は『次第考』において次のように述べる。寛永年間には、東大寺真言院・新禪院は無住であつた期間が十一年間もあり、寛永十九年十一月二十七日に両院が焼失したとする。そのような中、『真言・新禪兼帶住持次第』は俊良淨慶が両院主を兼帶した際に、真言院法流血脉の順序に準じ、暗記していた住持を加えて作成した住持次第であつたという。ただし、当該期の一部にみられた真言・新禪院からの転住・昇進の事例を拡大した結果、眉間寺住持の代数は大いに錯乱してしまつたという。重慶の『解集』・『宝永記』においてもこの代数の解釈を踏襲しているため、眉間寺の歴代住持を把握する史料としては注意する必要がある。

前述したように、瑞鑑は『次第考』を編纂するにあたつて『宝永記』など重慶が編纂した記録を多く参照している一方、それらの記録類の記述内容についても慎重に検討を加えている。『次第考』に記される瑞鑑の考察について一例をあげると、『新禪院記』・『解集』があげる六代住持聰盛の没年月日は永禄八年（一五六五）十月十日であるが、『天正記』より当時の眉間寺住持は聰清であることが明らかであり、また聰清の没年月日は天正九年（一五八一）九月晦日も確実であるため、聰盛と聰清は同名異人ではないかと疑問を呈している。

眉間寺の歴史に関する記録としては、一見すると現存が確認できる記録としては成立が最も古い『解集』やそれを増補した『略記』・『宝永記』が最も信用できる史料のようにもおもえるが、『次第考』が指摘するように、中世後期から近世前期にかけての記述はかなり錯乱しており注意が必要である。なお、本稿では『解集』や『南京眉間寺縁起』・『次第考』などの諸記録を比較検討し、表

眉間寺歴代住持「稿」として、眉間寺の歴代住持の表を付した。次項以降の考察と関係するので適宜参照されたい。

## 二 古代・中世の眉間寺

それでは、先ほど整理した記録類の記述に沿つて眉間寺の歴史を確認したい。

まずは眉間寺の開山であるが、諸記録とも行潛とする。行潛は鑑真の高弟法進の弟子であり、『沙弥十戒並威儀経疏』では山田寺僧としてみえる人物である。なお、『次第考』のみ二代目住持を空山僧正としているが、典拠は不明である。

また、開山当初の寺号は眉間寺ではなく、眺望寺であったと述べる。この眺望寺という名称が開山当初のものかどうかは定かではないが、中世・近世眉間寺共に南都を一望できる眺めの良い名所としても知られており、こうした寺号からは見晴らしの良い寺院として著名であつた眉間寺の一面がみてとれよう。

続いて、性海上人という住持があげられる。村上天皇の治世であつた天徳二年（九五八）、聖武天皇陵に菩薩像頭が出現して光明を放ち、その眉間より仏舍利が二粒出現したという。村上天皇は寛朝に供養を命じると共に眉間寺の勅額を下し寺号が眉間寺になったという逸話を載せ、その時の住持が性海上人であったと記す。このあたりの記述は増減がありながらも諸記録で共通しており、この頃に眉間寺へと寺号が変わつたという寺側の認識がうかがえる。

その後、眉間寺の中興として登場するのが道寂上人である。『次第考』などでは嘉保元年（一〇九四）に東大寺戒壇院道慧より具足戒を受けたことを記す。『本朝新修往生伝』では、元は元興寺の僧であり、後に眉間寺へ移つたとしている。また同伝では、久安三年（一一四七）十一月八日に眉間寺で往生し、眉間寺には紫雲の瑞相が顯れたことを記している。『本朝新修往生伝』は院政期に成立した往生伝であることから、遅くとも院政期には既に眉間寺がこの地にあつたと考えられる。

表 眉間寺歴代住持〔稿〕

代	僧名	『解集』	『南京眉間寺縁起』	『次第考』	備考
1	行潜	行潜僧都	唐国行讚僧正	行潜僧都	行潜以後の住持について不詳と記す(『解集』)。「唐国行讚僧正」に「行潜僧正」と貼紙する(『南京眉間寺縁起』)。
2	空山	—	—	空山僧正	空山僧正以後の住持について不詳と記す(『次第考』)。
(眉間 舍利出 現時)	性海	—	性海上人	性海上人	性海前後の住持について不明瞭と記す(『南京眉間寺縁起』貼紙)。
中興	道寂	伊賀上人道寂律師	伊賀上人道寂	道寂上人	『本朝新修往生伝』・『元亨釈書』では、元興寺僧として登場し、後に眉間寺に移ったとする。『南京眉間寺縁起』では白毫寺に住し、後に眉間寺に移ったとしている。久安三年(1147)十二月八日入滅(『解集』・『南京眉間寺縁起』)。
—	海岸	海岸法師	海岸上人	海岸律師	道寂の従兄弟と記す(『解集』)。
—	海慧	—	海慧上人	—	
—	玉海	—	玉海僧正	玉海僧正	
—	覺叡	—	覺叡僧都	覺叡僧正	
—	智海	—	智海僧都	智海僧都	
—	智道	—	智道僧正	智道僧正	
—	道海	—	道海僧正	道海僧正	
—	道円	—	—	道圓僧正	
—	俊円	—	—	俊圓僧正	
—	任円	—	任圓僧正	任圓僧正	
—	見円	—	見圓僧正	—	『南京眉間寺縁起』貼紙では「光円僧正 道円僧正 至行明上人十二代歴年不分明」と記す。
—	願尊	—	—	願尊上人	
—	春道	—	—	春道上人	
—	行明	行明上人	行明上人	本願行明上人(中興)	
中興	真賢	真賢上人	真賢上人	深照真賢大徳(中興)	新禪院・真言院第八代(『解集』)。文明三年(1471)十一月十三日寂(『解集』・『次第考』)。
—	光兼	光兼上人(第二)	—	—	新禪院・真言院第九代(『解集』)。
2	隆賢	隆賢上人(第三)	—	英如隆賢大徳(二代)	新禪院・真言院第十代。英如房(『解集』)。明応八年(1499)十一月朔日、74歳にて入滅(『解集』・『次第考』)。
3	清秀	—	—	椿玉清秀大徳(三代)	明応五年(1496)二月十六日寂。
4	猷円	—	—	賢順猷圓大徳(四代)	永正三年(1506)三月十二日寂。
5	源貞	—	—	源貞大徳(五代)	享禄五年(1532)卯月十日寂。
6	明秀	—	—	明秀大徳(六代)	天文六年(1537)二月三日寂。
×	—	聖秀上人(第四)	—	—	新禪院・真言院第十一代。俊如房(『解集』)。
×	—	善秀上人(第五)	—	—	俊淨房(『解集』)。永祿四年(1561)十月廿一日寂(『解集』・『次第考』)。
×	—	聰盛上人(第六)	—	—	俊知房(『解集』)。永祿八年(1565)十月十日寂(『次第考』)。『略記』では「第七代住持惣盛上人」と記す。
7	聰清	—	—	英順聰清大徳(七代)	天正九年(1581)九月晦日寂(『次第考』・『多聞院日記』同年十月二日条)。
×	—	賴英上人(第七)	—	—	俊善房(『解集』)。
×	—	善證上人(第八)	—	—	俊明房。新禪院・真言院第十二代(『解集』)。永祿十二年(1569)寂(『次第考』)。
8	玉瞻	玉瞻律師(第九)	—	定順玉瞻大徳(八代)	天正廿年(1592)十月廿九日寂(『次第考』・『多聞院日記』同年十一月三日条)。
9	実尊	實尊律師(第十)	—	英恩實尊大徳(九代)	慶長十七年(1612)八月十日寂(『本光国師日記』)慶長十七年九月廿七日条・『次第考』)。
△	繼運	繼運大徳(第十一)	—	繼運長寿房	元和元年(1615)五月六日、大坂において入滅(『解集』)。畠山氏一族出身であり、大坂夏の陣で21歳にて討死(『次第考』)。
10	実秀	實秀律師(第十二)	—	英俊實秀大徳(十代)	『次第考』では慶長十七年(1612)に住持となったとしているが、実尊の没後は繼運が住持になったことが確認できる(『本光国師日記』慶長十七年九月廿七日条)。元和九年(1623)八月十三日、31歳にて入滅(『次第考』)。
×	—	英順律師(第十三)	—	—	良觀房(『解集』)。
11	実弘	實弘大徳(第十四)	—	英玉實弘大徳(十一世)	英玉房(『解集』)。藤井氏出身、実秀甥。寛文五年(1665)十月十二日、51歳にて入滅(『次第考』)。
12	弘賢	弘賢大徳(第十五)	—	英音弘賢大徳(十二世)	英恩房(『解集』)。藤井氏出身、実弘甥。延宝六年(1678)八月五日、24歳にて入滅(『次第考』)。
13	秀玉	聖應(第十六)	—	聖應秀玉大徳(十三世)	秀玉房(『解集』)。藤井氏出身、弘賢甥。享保十九年(1734)八月廿九日寂(『次第考』)。
14	秀賢	—	—	尊識秀賢大徳(十四世)	藤井氏出身、秀玉弟。享保廿年(1735)九月八日寂(『次第考』)。
15	秀慶	—	—	深亮秀慶律師(十五世)	藤井氏出身、秀賢甥。享保十九年(1734)十二月、法瑞に住職を譲り、隠居(『次第考』)。
16	法瑞	—	—	覺如法瑞大徳(十六代)	淡路国都志郷高田氏出身。宝曆六年(1756)七月五日、瑞鑑に住職を譲り、隠居する(『次第考』)。
17	瑞鑑	—	—	—	鳳寿瑞鑑。『次第考』著者。享保十一年(1726)に生まれ、天明六年(1786)に六十一歳にて入滅(福城信子「近世後期における眉間寺の勧進活動」〔『日本中世の経典と勧進』 増補版、2005年〕参照)。

〔凡例〕『伝律園源解集』下巻所収の「眉間寺住持次第」、国立歴史民俗博物館所蔵『南京眉間寺縁起』、東大寺図書館所蔵『佐保山眉間寺住持次第考』を比較検討し、近世中期までの眉間寺住持をおおよそ歴代順に復元した表である。  
 代数の項目：諸記録を勘案しつつ、中興からの代数を表記している。「—」で表記した箇所は代数を確定できなかったことをあらわしている。また、「×」で表記している箇所は、記録によつては住持としてあげられているが、比較検討の結果、住持ではないと判断した箇所である。「△」は、住持をつとめていた形跡が確認できるが、後に歴代住持から削られたとみられる箇所である。  
 『解集』・『次第考』の項目：僧名横にある丸括弧内には、同記録に記されていた代数を表記した。

道寂の後の住持については記録によつて多少の違いはあるものの、海岸・玉海・任円などの歴代住持の名が記される。ただし、僧名を示すのみでその履歴について明らかにしているものはない。院政期から鎌倉期の眉間寺についてみると、東大寺文書中にある元徳三年（一二三二）の兵庫関結解状には「眉間寺十講布施」の費目がみられる。<sup>10</sup>この眉間寺十講とは聖武天皇の忌日である五月二日に、中臘以上の東大寺僧が出仕し、眉間寺でおこなわれる十座にわたる講問であつたと考えられる。こうした論議を介した眉間寺と東大寺との接点が当該期には既にあつたのであろう。ただし、東大寺戒壇院との接点は当初よりあつたかどうかは不明で、前述した道寂上人の往生の例や、尊観という眉間寺長老が東大寺知足院悟阿の弟子として血脉にあげられていることからすると、院政期から鎌倉前期にかけては淨土信仰との接点もうかがえよう。<sup>11</sup>

次に、中世後期の住持をみると、願専上人と春道上人の二人があげられている。中世後期当初の住持や眉間寺の様相については、什物の銘・聖教奥書などを用いて推測せざるを得ないようで、『次第考』においても永和三年（一二七七）

の東大寺別当東南院聖珍法親王による四聖御影の奥書や、眉間寺銘のある塗椀の裏にある明徳三年（一二九二）の奥書などを典拠としている。中世後期においてもその命脈を保つていた眉間寺であったが、長禄年間（一四五七～六〇）には退転したようで、行明上人が復興を試みたことを記す。応仁二年（一四六八）に東大寺真言院の真賢上人を招請し、太子堂・威德院（本堂）といつた堂舎が整備されたという。真賢の履歴については、真賢上人の御影が当時は現存していたようであり、『解集』・『略記』では明応三年（一四九四）に制作された御影贊文の全文を引用する。

真賢が入寺して以降、東大寺新禪院・真言院と密接な関係にあつたことは確かであり、新禪院院主であつた英如隆賢が次の住持となつてゐる。また、真賢以降における眉間寺の什物の奥書などをみると、年預・知事・綱維といった役

職がみられることから、真賢の中興以降は律家によつて運営されていたと考えてよいであろう。また、眉間寺山の地は南都における葬送の拠点のひとつとして機能していたことが明らかとなつており、中世眉間寺の僧らは律僧として葬送と密接な関係にもあつたのである。<sup>12</sup>

真賢在任時の文明二年（一四七〇）五月十八日には、大雨によつて眉間寺山の一部が崩れ、堂舎や寺僧を巻き込む被害が発生した。<sup>13</sup>この時の様子については、奈良吉野の弘願寺（上之坊）本尊の阿弥陀如来像に修理願文が納入されていて、これが近年の調査から判明しており、中世眉間寺堂舎の被害や復興の様子が詳細に記されている。<sup>14</sup>隆賢の次に住持になつたのは真賢の住持期に知事をつとめていた椿玉清秀であり、その後に賢順・鈍円、源貞、明秀と続く。なお、当該期の歴代住持については『解集』・『略記』等と『次第考』とでは大きく異なるが、瑞鑑の考察に従い、表 眉間寺歴代住持〔稿〕では『次第考』の歴代住持を採用した。

さて、当該期の大和国では、衆徒・国民を中心とする勢力による戦乱が絶え間なく続いており、再興されたとはいえ眉間寺にとつても厳しい局面は続いていた。例えば、文明十一年（一四七九）には、筒井順尊の足軽が眉間寺西御門に乱入し、古市澄胤方が出兵している。<sup>15</sup>また、永正四年（一五〇七）十一月には赤澤長経が眉間寺に陣取つていたようである。<sup>16</sup>南都の北側の出入口という要衝に位置していたことから戦場にもなりやすく、眉間寺山は軍事拠点として幾度も占領されていた。そして、英順聰清の代に眉間寺にとつて大きな転機が訪れる。

永禄二年（一五六九）、松永久秀が大和国へと侵入し、南都を占領する。その後、眉間寺山に築城をはじめ、眉間寺山上にあつた眉間寺は移転させられたこととなつた。『次第考』によれば、永禄三年十月十三日、眉間寺の仏像・僧徒・墓は悉く移転させられ、その移転した先は「今小路」であったという。これは眉間寺山より南下した先の今小路町にあたる。今小路への移転は『略記』・『次第考』

のみならず、他の史料でも確認できる。永禄六年の「東大寺燈油納所和芸等連署畠地相博状」では、「今小路畠一所」が新眉間寺の石塔建立に伴つて寄進されていることが確認できる。<sup>(17)</sup>また、「勝南院以下知行地注文」に記される畠の注記の一  
つに「今小路新眉間寺ノ跡也」と記されているものがある。<sup>(18)</sup>また、『略記』によれば、今小路町の中でも現在の淨国寺の付近にあつたようである。このように、当該期には今小路に眉間寺が所在していた時期があり、そこは新眉間寺と呼ばれていたことが諸史料から確かにうかがえるのである。<sup>(19)</sup>なお、これらの史料上では堂舎の移転については記されていない。『二条寺主家記抜萃』永禄四年条においても「南都眉間寺破壊造城」<sup>(20)</sup>と記していることから、眉間寺の堂舎は破却もしくは多聞城の一部へ転用されたものと考えられる。

今小路へ移転した後、眉間寺は更に移転したようであり、『略記』・『宝永記』では本尊などの仏像類や僧衆を子守に移したと述べられている。また前述したように、『次第考』が聰清の項目で引用する『天正記』奥書には「天正三乙亥年九月十四日子守眉間寺書之 住持英順房」とみえることから、眉間寺僧らは確かに子守にて活動していた時期があつたようである。移転先の「子守」とは奈良町の本子守町付近を指すとみられ、この付近に移転したと考えられる。本子守町に隣接する伝香寺や付近の来迎寺には、眉間寺に由来する仏像などが納められていることもこの地に移転したであろうことを示唆する。<sup>(21)</sup>

そして、この子守眉間寺は多聞城廃城にあたつて終焉を迎える。『略記』には、「松永寺借、其後寺ヲ帰時、松永ヨリ眉間寺エ書状、今寺有之」とみえる。松永側は眉間寺の境内地を借用していた認識であり、廃城にあたつて返却する旨の書状が発給され、宝永年間（一七〇四～一）の段階では眉間寺にその書状が残つていたようである。多聞城の廃城後、眉間寺がいつ近世の境内地に再建されたのかは現時点では不明である。ただし、『次第考』の定順玉瞻の項目では天正十二年（一五八四）に「於当山灌頂」がおこなわれたことを記していることから、この年

には再建が始まっていた可能性がある。更に『次第考』では寛永三年（一六二六）の觀音堂修理について記していることから、これ以前に近世境内地の位置に再建されていたことは確実である。しかし、眉間寺山に所在していた中世段階の境内地は近世眉間寺境内推定地と比較しても土地面積は大きかつたと考えられる。また、中世眉間寺には様々な堂舎があつたことは、前述した文明二年の土砂災害の関係史料などからも想定され、主要堂舎が本堂・觀音堂・太子殿のみであつた近世眉間寺は縮小して再建された可能性も考えられる。近世眉間寺が中世眉間寺と比較してどのような規模で再建されたのかについては、今後更なる検討が必要となつてこよう。

以上、歴代住持の変遷と共に古代・中世の眉間寺の歴史について概観した。

中世前期から中世後期前半までの眉間寺の歴史については、近世段階の眉間寺内でもほとんどわかつておらず、近世に繋がる眉間寺の歴史は中世後期に中興した真賢上人から始まるとしてよい。この点については、『次第考』と同様に眉間寺旧蔵の什物・聖教奥書や東大寺関係聖教などからその足跡を丹念に追つていく作業が必要となろう。また、多聞城築城に伴う中世眉間寺の移転について、従来の研究では西側の聖武天皇陵中腹に移転したと想定されてきたが、眉間寺の諸記録をはじめとする複数の史料より、今小路および子守に移転していたことが判明した。近世眉間寺が再建されるにあたり、直ちにこの場所に移転したものではないことには注意する必要がある。加えて、眉間寺旧蔵とみられる什物などの流出時期についても再考する必要があるようにおもわれる。従来、現存する眉間寺旧蔵の什物などについて、その多くが明治維新の廃寺に伴う流出と理解されてきたが、退転を繰り返していた中世段階や中近世移行期にみえる中世眉間寺の破却と移転の際の流出も十分に想定できるのではないだろうか。<sup>(22)</sup>

### 三 近世の眉間寺

続いて、近世段階における眉間寺の歴史について概観するが、本稿では『次第考』で記される近世中期段階までの検討となることをあらかじめ断つておく。

近世になると江戸幕府という新しい政治権力との関係が結ばれる。他の大和国諸寺社と同様、慶長七年（一六〇二）の日付にて徳川家康の判物が発給されており、これ以後、徳川家忠・家光・家綱といった歴代将軍の朱印状が発給されている。<sup>〔23〕</sup>時代の変遷と共に大和国の治世は安定し、中世後期のように戦火を被ることはなくなつてはいたものの、近世初頭の眉間寺内では別の問題が発生していた。住持職を巡る問題である。『次第考』によると、この時期の住持は中興真賢から数えて第十代にあたる英恩実尊が住持であった。

『本光国師日記』慶長十七年九月廿七日条には、眉間寺の住持職を巡る相論が詳細に記されている。それによると、当時の住持実尊は塩田勘左衛門の舍兄であったことから、この血縁関係をもとに塩田勘左衛門子の勝右衛門子息を次期住持に据えることを了承したという。ただし、勝右衛門子息が住持をつとめるには幼少であつたため、塩田勘左衛門・勝右衛門親子は興福寺一乗院とそこに仕えていた塩田氏親族の玄識尊旭の力も借りて、扶持したようである。一方、実尊のもとには繼運長寿・英俊実秀という弟子が既におり、慶長十七年八月十日に実尊が亡くなると、勝右衛門の子息ではなく繼運長寿が住持となつたようであり、それは塩田氏との相談なくおこなわれたという。この動きに対し、同年九月廿一日に興福寺一乗院を介して尊旭が金地院崇伝に訴え出ている。

この眉間寺住持職をめぐる争いの当事者はどのような立場にあつたのであるうか。まず塩田氏側をみていくと、塩田勘左衛門・勝右衛門らは「九州から津」<sup>〔唐〕</sup>に一族で下向していること、寺沢広高の書状と共に塩田勘左衛門書状なども崇伝側に到来していることから、寺沢広高に仕えていたとみられる。また、前述

したように興福寺一乗院に仕えていた玄識尊旭は塩田勘左衛門の子息と記されるなど、寺沢広高や興福寺一乗院などと関係を有する一族であつたことがわかる。

こうした塩田氏側に対し、繼運はどのように対抗したのであろうか。『次第考』によると、繼運は紀州堅田畠山氏の嫡流という血筋であったと述べられている。また、東大寺戒壇院・新禪院も関与していたとみられるが、詳細は不明である。<sup>〔24〕</sup>繼運の血筋の良さが相論において塩田氏に対抗できる要因であつたとひとまず考えておきたい。こうして前住持実尊の出身家である塩田氏と繼運による住持職を巡る争いは金地院崇伝のもとに持ちこまれ、相論は翌十八年まで継続している。<sup>〔25〕</sup>『本光国師日記』には相論の顛末は記されていないが、その後繼運は元和元年（一六一五）五月六日に大坂夏の陣にて討死していることから、繼運側の住持は認められなかつたとみられる。ただし、塩田勝右衛門子息も結局住持にはなつておらず、続いて十一代住持となつたのは英俊実秀であった。<sup>〔26〕</sup>

『次第考』によれば、実秀は坂上田村麻呂の末裔を称する山城国相楽郡相楽村の藤井氏出身であつたという。この藤井氏が近世前期から中期にかけて、眉間寺の經營に深く関わつていくこととなる。十一代住持は実秀の甥にあたる英玉実弘が据えられ、寛永～寛文年間にかけて堂舎の整備が進められていく。寛永三年（一六二六）に觀音堂修理、寛永十四年に鐘楼の鐘が鋳造され、万治三年（一六六〇）に本堂修理、寛文三年（一六六三）に本堂・觀音堂・愛染塔本尊が修復されている。また、多聞城廃城以降、慶安三年（一六五〇）に奈良奉行中坊時祐が当時眉間寺領であった多聞山へ登山し、承応二年（一六五三）に御用地としているが、寺側はその替地を要求していたようである。詳しくは次項で後述するが、その請願が受け入れられたのが十三年後の寛文五年であり、聖武天皇陵の西側を中心とする三千六百坪の山地・畠地を獲得した。ただし、実弘はこの請願の諸手続の際に心労がたたつてか、寛文五年十月十二日に江戸で亡くなっている。後

継住持には実弘の甥藤井松千代丸がすえられ、松千代丸の父とみられる藤井左平治が江戸において朱印状と替地押領について承けている。近世前期から中期にかけて、眉間寺の寺院經營に藤井氏が深く関わっていたことがうかがえよう。

眉間寺住持への藤井氏の関与は以降も続き、十三代聖応秀玉・十四代尊識秀

賢・十五代深亮秀慶はいずれも藤井氏の出身であった。その後、靈雲寺の戒琛

慧光が東大寺戒壇院長老へ招請されると、秀慶も惠光に学び眉間寺の戒律を再

興させたという。秀慶は慧光の弟子覚如法瑞に住持を譲りしているが、法瑞は

慧光の弟子であつたことから、それまで住持を相承していた藤井氏ではなく、

淡路国都志郷高田氏の出身であった。<sup>30)</sup>その後、法瑞は宝暦六年（一七五六）七月に

鳳寿瑞鑑へ住持職を譲つており、藤井氏出身者が眉間寺住持を相承する時代は

終焉を迎えた。

以上、近世中期頃までを対象とし、住持職を軸に近世眉間寺の様相を概観した。中近世移行期には住持職をめぐる相論が見られ、また住持記録などでも住持の俗姓が明示されるようになる。これは南都寺院にみられる寺元などの問題とも関係するようにおもわれるが、検討するためには更に眉間寺関係の近世史料を収集する必要がある。<sup>31)</sup>また、近世初頭から中期にかけて眉間寺の歴代住持を輩出した藤井氏の影響力は近世中期を境に途切れるのであるが、それが慧光や法瑞ら新安流による戒律復興に伴う寺内規式の変化などであつたのか、それとも藤井氏側に問題があつたのか、今後解明していく必要があろう。

#### 四 眉間寺宛の中世文書

今回の報告書に掲載した新修東大寺文書聖教の中には、中世後期に記されたものとおぼしき眉間寺宛の文書がある。それが第九〇函三三号の「某御教書」である。書誌情報は以下の通りである。

堅紙、楮紙、縱四六・八cm、横三一・七cm、端裏書ナシ、懸紙二種、

（懸紙上書）「御陵方康安年中古文書 眉間寺」

○懸紙端に「人皇四十五代聖武天皇天平勝宝八月五」トノ記述アリ、

本文書の翻刻は次の通りとなる。

聖武天皇・光明皇后・淡海公

於御廟可被勤修光明

真言并香花等之仏事、

有御立願也、早為当寺御

祈願寺致勤可奉守

護三廟之旨、内々 被仰出

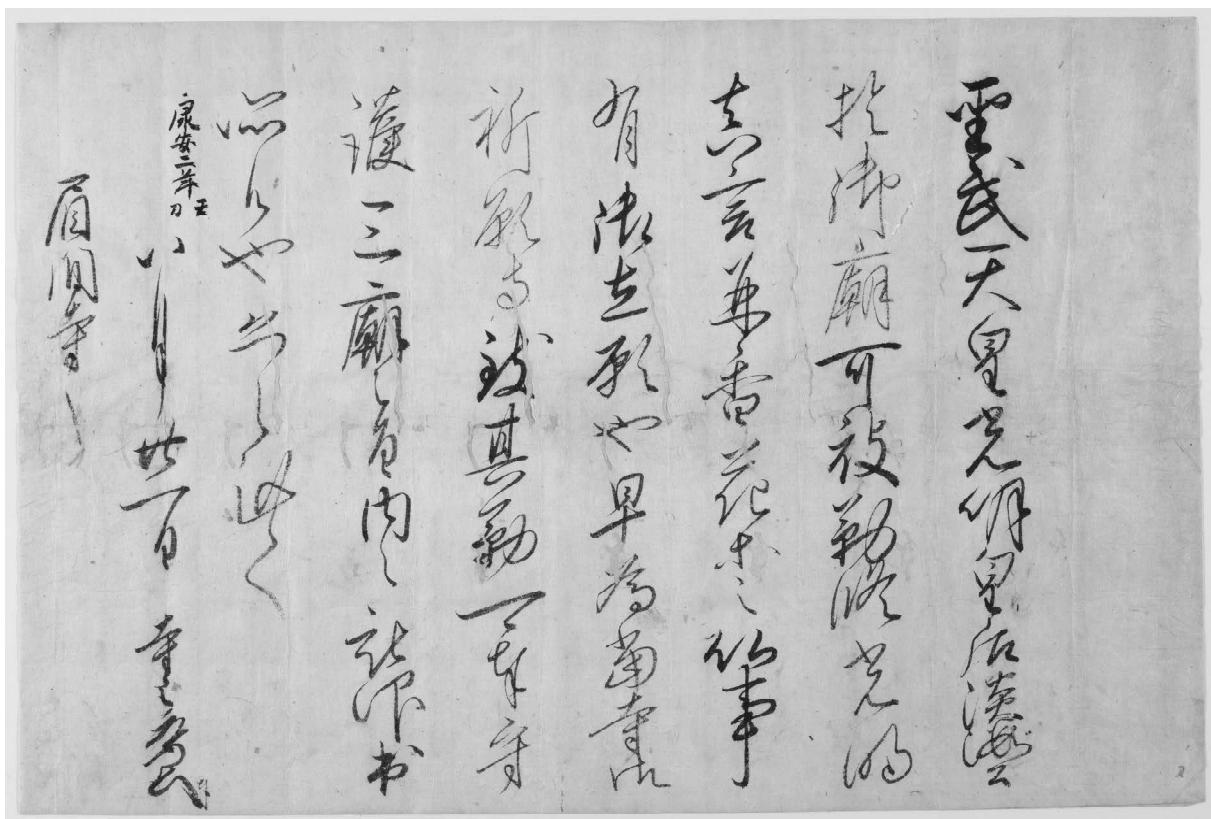
處候也、恐々謹言、

〔後筆〕<sup>壬</sup> 八月廿一日 寺主<sup>秀公カ</sup>奉

眉間寺へ

本文書の内容は、聖武天皇・光明皇后・藤原不比等の御廟において、光明真言・香花等の仏事の実施と廟の守護についての命じてある文書となる。この文書の発給者については、様々な可能性が考えられる。

このような書状を眉間寺へ発給しうる対象としてまず考えたいのが東大寺の長官たる東大寺別当である。ただし、注意しておきたい点がある。それは冒頭にみえる「聖武天皇」の呼称である。東大寺側が発給する文書では「本願皇帝」と記載される場合が多く、このような御廟に関わる内容であれば尚更そのようなに記すようにも思えるが、本文書では「聖武天皇」と記していることから東大寺別當御教書であることについて留保したい。なお、本文書が東大寺別當御教書であった場合、聖珍法親王の内々の仰せによるものとなる。



付図 某御教書（第90函33号）

また、本文書は大宮家文書の中にも写しが存在している。<sup>〔32〕</sup> 写しの奥書には東大寺北林院の古記録内に写されていた本文書について、奈良奉行所の与力であつた中条良藏がそれを写し取つていて経緯を記している。また、差出の左傍に「但口老ニ曰、戒壇院末寺成ヶ故同院僧カ」との注記があるが、戒壇院末寺となるのは遡つても真賢の中興以降であると考えられることから、戒壇院の僧である可能性は低いようにおもわれる。

ここで注目したいのが、『次第考』にみえる「一乘院殿御寄進状」である。『次第考』では興福寺一乗院実玄僧正の時に高天信濃法眼が取次ぎ、二条丹波法眼憲乘が奉行を務め、「康安二年壬刀八月日」に発給された寄進状の包紙を引用する。本文書と同一の書状かどうかは不明であるが、興福寺一乗院からの寄進状が同年同月に発給されていたことには注意したい。また、近世初頭における住持職相論のところで述べたように、興福寺側も眉間寺との関わりが様々にあつたようである。<sup>〔33〕</sup> ただし、本文書を興福寺一乗院御教書として考えた場合、どのような関係をもとに発給されたのか現時点で明らかにすることは難しい。ひとまず興福寺一乗院から発給された可能性もあることを示すに留めておきたい。

では、この文書が眉間寺への影響を与えていたのか、その可能性について最後に考えてみたい。前述したように、『次第考』に引用される中世史料は、ほとんどが什物の銘・刻書や聖教奥書であり、中世文書は多くが失われていたと想定される。そのような状況下において、本文書は中世以来の眉間寺の活動を示す数少ない支証となつたと考えられ、それは奈良奉行与力中条氏が把握していたことからもうかがえる。本文書に示される眉間寺の活動は、聖武天皇・光明皇后・藤原不比等の三所の御廟の守護とその追善仏事であるが、松永久秀の多聞城の築城によつて三廟の様相は様変わりしていた。『略記』によると、聖武天皇の東側にあつた光明皇后陵（佐保山東陵）は破壊され、多聞城本丸となつたとする。

このように、眉間寺の活動の根幹として三廟の守護をつとめていた中世以来の由緒が近世段階においても重要になつてくるとみられるが、その三廟の一角を成す光明皇后陵は多聞城の築城によつて破壊されていた。この際、破壊された光明皇后陵の代わりとなつたのが、東淡海公墓の北東、聖武天皇陵の西隣に位置する古塚であった（現在の奈良地方氣象台跡地）。宮内庁書陵部が所蔵する「眉間寺付近図」は寛文五年に奈良奉行所より三千六百坪の替地拝領を認可された際の絵図の写しとみられる。<sup>34)</sup> 絵図の紙背には寛文五年の江戸幕府老中奉書写や奈良奉行土屋忠次郎書状が記される<sup>35)</sup>。絵図上には聖武天皇陵（佐保山南陵）の西側に淡海公墓と光明皇后陵が描かれている。また、老中奉書や土屋忠次郎書状の文中にみられる文言には、「三千六百坪の替地の内、『光明皇后宮并淡海公両廟所之芝地』を含んでいる」とからも、この塚を光明皇后陵として申請していたことがうかがえる。『略記』に光明皇后陵が破壊されたことを記していることからみても、眉間寺側は本来の光明皇后陵の位置と来歴については把握しており、意図的にこの塚を光明皇后陵として申請したとみられる。おそらく元の光明皇后陵は御用地の一部として編入された多聞城跡内にあり、なつかつ既に破壊された陵墓を由緒地として主張することが難しかつたため、近隣の塚を転用して主張したのではないか。そして、この古塚を眉間寺が古来より管理していた光明皇后陵とすることにより、廟所まわりの芝地を替地として獲得することに成功したといえよう。

以上、眉間寺宛中世文書について僅かではあるが考察した。三廟守護の由緒を維持するということ、そして多聞城跡の境内地の替地を獲得するために、本来の位置とは別の場所に光明皇后陵を作り出す必要があつたことが想定された。そして、『略記』などにみえるように、多聞城の築城によつて光明皇后陵が破壊されたのを把握しつつも、おおよそ近世を通じて東淡海公墓の北東の古塚を光明皇后陵として対外的には主張していたのである。本稿で紹介した眉間寺宛の

中世文書は、そうした眉間寺による三廟守護という拠り所を示す中世文書としては非常に貴重なものであると位置づけられるのではないか。

## おわりに

本稿では、眉間寺を理解するための基本事項を中心に、眉間寺に関する記録の変遷や中近世の眉間寺について、また東大寺図書館に所蔵される眉間寺に関する中世文書の概要とそこからみえてくる近世眉間寺の由緒や所領との関係などを明らかにした。近世の様相については、瑞鑑が住持をつとめる近世中期頃までを概観したが、眉間寺を考える上では以降の歴史も非常に重要なである。特に、文久年間の修陵に関する動向と幕末から明治前半にかけての動きである。文久年間の修陵における境内地の改変は明治維新の廢寺につながる前兆であり、眉間寺が廃滅した直接・間接的要因を考える上で近世中期以降の検討は欠かすこととはできない。この問題を考える上では当該期の史料について検討を重ねる必要があるが、筆者の力量では及ぶことができなかつた。近世中期以降については今後の課題とし、本稿を擱筆する。

### 註

- (1) 金沢昇平『平城坊目遺考』一八九〇年。
- (2) 多聞城の発掘調査の成果と一連の研究については、奈良市教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報 第十輯』（奈良市教育委員会、一九五八年）、奈良市教育委員会編『多聞廃城跡 発掘調査概要報告』（奈良市教育委員会、一九七九年）、高田徹『松永久秀の居城－多聞・信貴山城の検討』（中西祐樹編著『松永久秀の城郭』）（戎光祥出版、二〇二一年、初出二〇〇六年）、下高大輔『多聞城に関する基礎的整理－城郭史上における多聞城の位置を考える』（前掲書所収、初出二〇〇六年）、中川貴皓『多聞山普請について』（『戦国遺文月報』第二卷、三好氏編、二〇一四年）、福島克彦『大和多聞城研究の成果と課題』（天野忠幸編『松永久秀－呑められた戦国の「梶雄」の実像』）（宮帶出版社、二〇一七年）を参照されたい。眉間寺旧蔵の仏像・什物などについては、河田貞『春日宮曼荼羅舍利厨

- 子と携帶用舍利厨子について」(『MUSEUM』三三三五、一九七九年)、京都国立博物館「平成五年度修復文化財関係銘文集成」(『学叢』一七、一九九五年)、増記隆介「南都眉間寺旧藏羅漢図試論」(『大和文華』一〇六、二〇〇一年)、桑原康郎「新出の眉間寺銘天目形椀について」(『Mito Museum 研究紀要』一四、二〇一四年)、藤田直信「安楽寺木造地蔵菩薩立像について－快慶作の可能性と南都眉間寺旧蔵新出資料－」(『三重の古文化』一〇一、二〇一七年)で言及されている。聖教等については稻城信子「東大寺所蔵 大般若經について」(『南都佛教』六〇号、一九八八年)、同「近世後期における眉間寺の勸進活動－奈良市十輪寺所蔵大般若經の奥書から－」(同『日本中世の經典と勸進』塙書房、二〇〇五年)などの成果がある。また、近世旅行記が引用する眉間寺の記事を検討した研究として、安宅望「改正絵入南都名所記」考－絵図屋庄八の小型案内記出版戦略－(『ART RESEARCH』vol. 23-2、二〇一二年)がある。
- (3) 奈良県編『大和志料』上巻(奈良県教育会、一九一四年)では、眉間寺の項目で『佐保山眉間寺住持次第考』を引用する。また、奈良六大寺大觀刊行会編『奈良六大寺大觀 第十一卷 東大寺三』(岩波書店、一九七二年の解説三五頁においても『佐保山眉間寺住持次第考』が引用される。
- (4) 宮内庁書陵部所蔵「佐保山眉間寺略記」(函架番号：一一一・六四)。
- (5) 宝塔九輪の破損については『次第考』を、阿弥陀如来坐像の銘文については筒井英俊著・筒井寛秀編『東大寺論叢 論考篇』(国書刊行会、一九七三年)内の「追補」および前註(3)『奈良六大寺大觀』を参照されたい。
- (6) 国立歴史民俗博物館所蔵水木家資料内にある(資料番号：H-12413-68)。なお、宗覚正直については木南卓一「宗覚律師伝」(『帝塚山大学紀要』一九、一九八二年)を参照。
- (7) 凤寿瑞鑑については、前註(2)稻城一〇〇五年論文および藤田論文参照。
- (8) 東大寺薬師院文書第一部一九四号。
- (9) 中世眉間寺の段階では、例えば経覚や尋尊が眉間寺で雪見をおこなっている(『経覚私要抄』康正二年正月廿一日条)。また、天文二十二年(一五五三)二月廿五日には、三条西実条・里村紹巴一行が眉間寺を訪れて花見をするなど(『吉野詣記』)、四季折々の景色を楽しむ名所であったことがうかがえる。近世眉間寺の段階においても寛文七年(一六六七)に隱元隆琦が(『黄檗開山普照國師年譜』)、近世後期には奈良奉行川路聖謨が度々参詣している(『寧府紀事』弘化三年四月廿一日条等)。
- (10) 「兵庫閑月充用途結解状」(『大日本古文書 東大寺文書之二十一』一三一六号)。
- (11) 坂上雅翁「知足院悟阿と良遍」(『印度學佛教學研究』四〇二、一九九二年)参照。
- (12) 松尾剛次「中世都市奈良の四境に建つ律寺」(同『中世の都市と非人』法藏館、一九九八年)、幡鎌一弘「中近世移行期における寺院と墓」(同『寺社史料と近世社会』法藏館、二〇一四年、初出二〇〇四年)。
- (13) 『大乘院寺社雜事記』文明二年五月十八日条にも「在々所々山共崩了、眉間寺長老坊破損、僧一人入滅了」と記される。
- (14) 前註(2)京都国立博物館論文参照。
- (15) 『大乘院寺社雜事記』文明十一年九月晦日条。
- (16) 「赤澤長経書状」(『大日本古文書 東南院文書之三』七八六号)。
- (17) 『大日本古文書 東大寺文書之二十二』一四九七号。
- (18) 『春日神社文書 第二』(春日神社務所、一九三四年)、一一六一号。
- (19) 前註(2)中川論文においても新眉間寺に関する指摘がなされる。ただし、堂舎の破却はおこなわれておらず、計画的に移転されたとする。
- (20) 『続南行雜錄』(『続々群書類從』第三 史伝部)所収。
- (21) 来迎寺の本尊阿弥陀如來坐像は眉間寺旧蔵の本尊であり(奈良市史編集審議会編『奈良市史』社寺編、一九八五年、一五〇頁)、伝香寺には眉間寺より移された石仏があるという(前掲書、二〇〇八頁)。
- (22) 前註(2)桑原論文では、高野山持明院伝來の眉間寺銘古椀が天保五年(一八三四)には既に流出していたことを指摘している。
- (23) 『序中漫録』巻八。なお、慶長七年の徳川家康判物・朱印状の特質については林晃弘「慶長七・八年付大和諸寺宛徳川家康判物・朱印状の発給年次」(『日本史研究』六〇二、二〇一二年)を参照。
- (24) 『本光国師日記』慶長十七年九月廿七日条。
- (25) 『本光国師日記』慶長十八年六月廿一日条。
- (26) 『本光国師日記』慶長十八年二月十八日条。
- (27) 『本光国師日記』慶長十八年五月十三日条。
- (28) 『本光国師日記』慶長十八年十月五日条。
- (29) 『次第考』では継運長寿を歴代住持として数えていないが、『本光国師日記』慶長十七年九月廿七日条では長寿が坊主となつたことを記しており、一時的に住持となつたことは確かである。また、『解集』においても歴代住持として数える。おそらく、『次第考』では大坂夏の陣で大坂方に加担したことが憚られ、歴代住持から外されたとみられるが、詳細については不明である。
- (30) 高田屋嘉兵衛を輩出した高田家と同族とみられるが、詳細については不明である。

(31) 寺元の研究については、平山敏治郎「寺元について」(京都大学文学部読史会『國史論集』二) 読史会、一九五九年)、幡謙一弘「寺元からみる近世寺僧の「家」と身分」(前註(1)書籍、初出一九九四年)などを参照されたい。

(32) (32) 大宮家文書戊函一八号。

(33) なお、天和四年(一六八四)の興福寺書上には「惣寺之末寺」の一覧に眉間寺が含まれている(永島福太郎編『春日大社文書』第五卷(春日大社、一九八五年)一一〇二号)。

(34) 宮内庁書陵部所蔵「眉間寺付近図」(寛文5年・大和国添上郡法蓮村)「(函架番号..一六四・四七七)。

(35) 『府中漫録』巻八にも同じ文書の写しが載せられている。

〔謝辞〕本稿で引用した宮内庁書陵部所蔵史料および国立歴史民俗博物館所蔵史料の閲覧等について、宮内庁書陵部および国立歴史民俗博物館の方々に数々のご高配を賜りました。記して感謝申し上げます。

(歴史研究室 アソシエイトフェロー)